

中小企業活性化協議会における 再チャレンジ支援への取組みについて

2024年10月1日

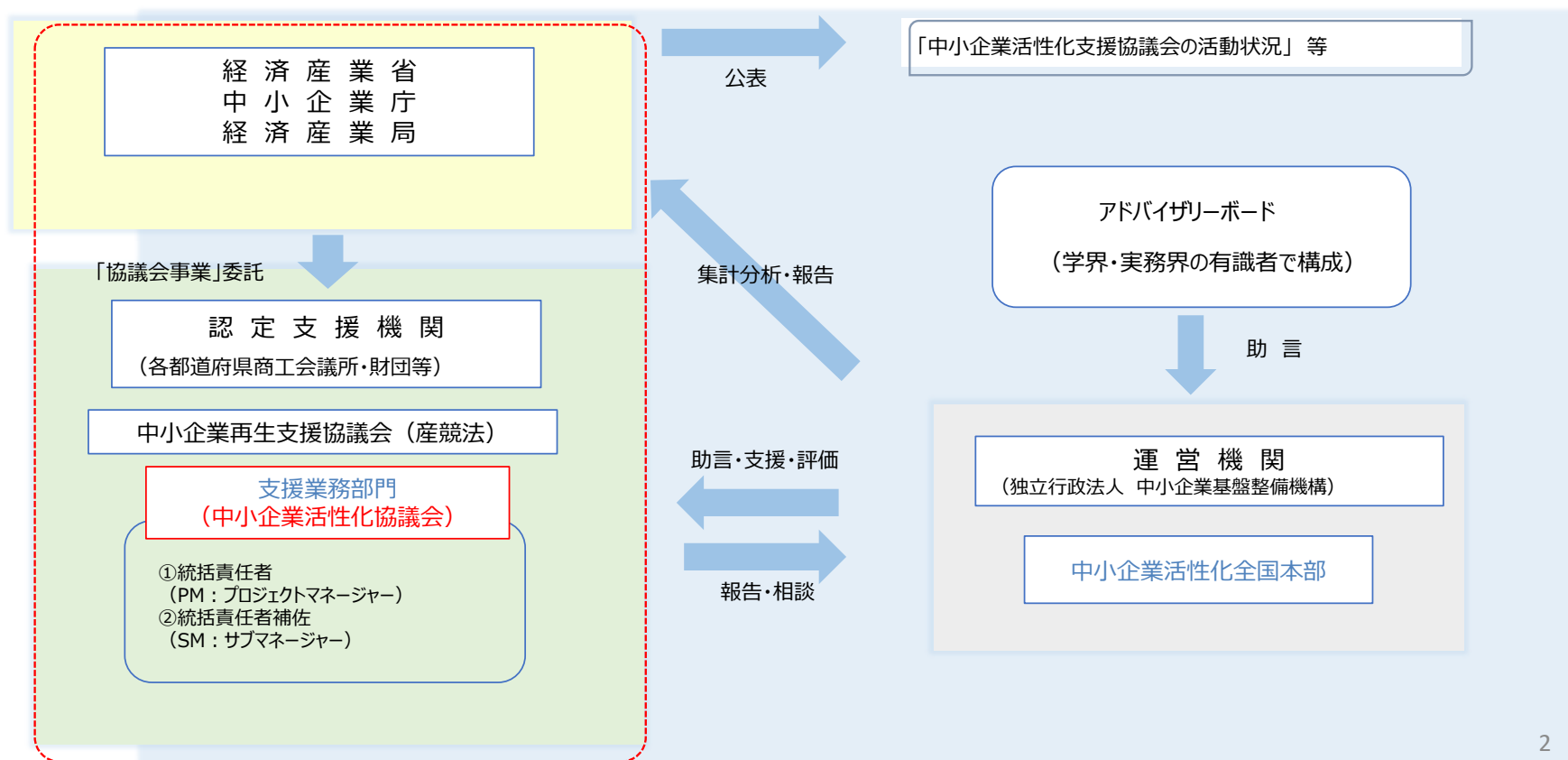
中小企業活性化全国本部

統括事業再生プロジェクト・マネージャー

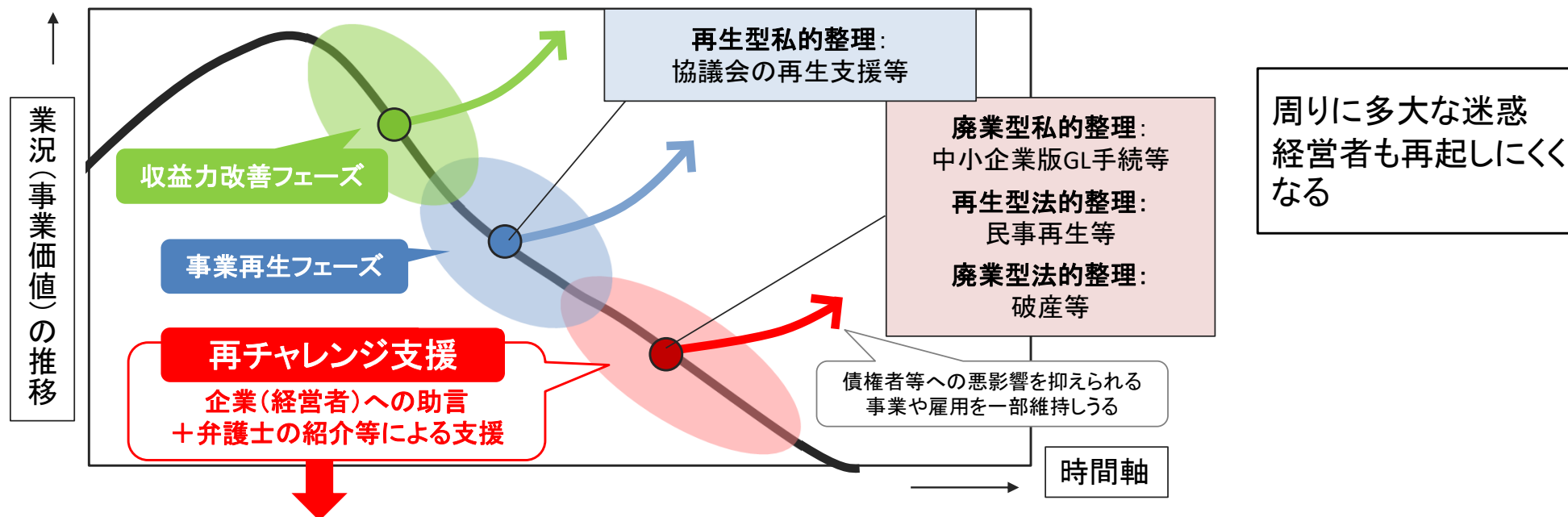
松田 正義

1. 中小企業活性化協議会とは

- 中小企業活性化協議会は、「産業競争力強化法」に基づき、各都道府県に設置されている公正・中立な公的機関であり、協議会事業は経済産業省の委託事業。協議会は、①公正中立の立ち位置で、②事業性を重視し、③秘密厳守で相談企業の支援に取り組む公的機関。
- 2003年に中小企業の事業再生を支援する機関として全国47都道府県に設置され、2022年4月に中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する機関に改組



2. (1) 再チャレンジ支援の目的・位置づけ（会社の業況との関係）



事業再生が極めて困難な場合でも、

- ① 円滑な廃業を目指して、早期に 廃業型私的整理や法的整理に取り組むことにより、債権者・取引先・従業員等への悪影響をなるべく抑えることができ、また、事業譲渡等によって事業及び雇用を維持できる可能性が高まる。
- ② 法人債務の整理に伴い保証債務が顕在化。経営者保証ガイドラインを活用して、経営者の破産を回避することにより、経営者の再スタート(経済的更生)を後押しできる。

2. (2) 再チャレンジ支援の目的・イメージ

✓ 企業が生きるか死ぬかの局面で最も重要なのは、**資金繰り**。

- それ以前でも、資金繰りが苦しくなると、経営改善する余裕がなくなってくる。

✓ 資金が尽きる**ぎりぎりまで**事業を頑張ってから破綻すると、どうなるか？

- 経営者の財産をつぎ込む、家族・親戚・知人などから借りてつぎ込む（そして返せない）
- 取引先への買掛金・従業員への給料などの、支払いが遅滞する（そして支払えない）
- 破産申立てや、残置物の処理などをする資金さえない

周りに多大な迷惑
をかけてしまう
経営者の再起もし
にくくなる

✓ もう少し**早期から**、円滑な廃業などに向けて動いていたら…？

- 資金が尽きる前に、事業譲渡先を見つけて、事業や雇用を一部でも残せるかもしれない
- 金融債務以外の債務を全額支払える＋金融債務にも少しは支払える財産状況なら、廃業型の私的整理で、世間に知られずに債務整理できるかもしれない
- 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理に同意してもらいやすくなる

周りへの迷惑を極
力回避する
従業員が円滑に転
職できる機会を確
保
経営者の再起もし
易くなる

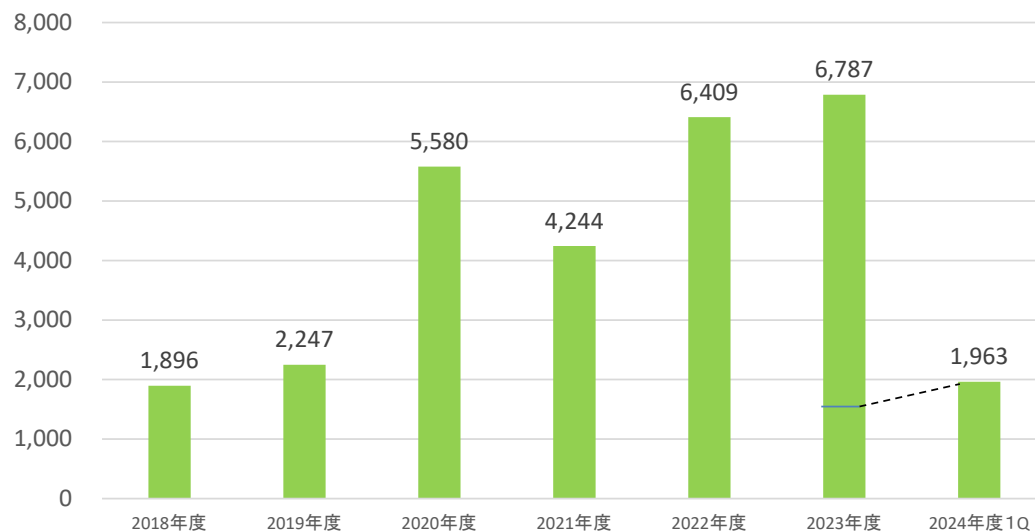
方針を決めるのは、あくまで**企業（経営者）本人**。（他方で、**敢えての助言も必要**）

3. (1) 中小企業活性化協議会の支援実績について(再生案件等)

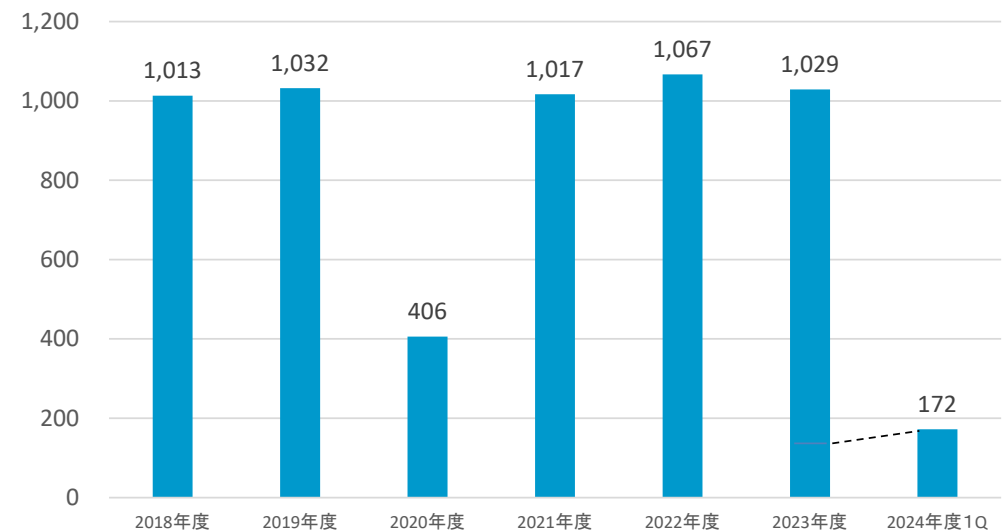
○2023年度の中小企業活性化協議会(以下、「協議会」)の窓口相談件数は、過去最高だった前年度を上回る実績となっている。さらに足元の2024年度第1四半期の相談件数は1,963件と前年同期1,637件に比べ326件増加し2割増となっており、引き続き事業再生支援ニーズの高まりが見受けられる。

○2023年度の再生計画策定支援完了件数(プレ再生計画・再生計画・直接放棄・第二会社方式・DES・DDSの合計)は1,029件で、前年度比38件の減少と、概ね横這いの結果となった。2024年度第1四半期の再生計画策定件数は172件で、前年同期167件から5件、+3.0%増加している。

窓口相談件数



再生計画策定支援完了件数

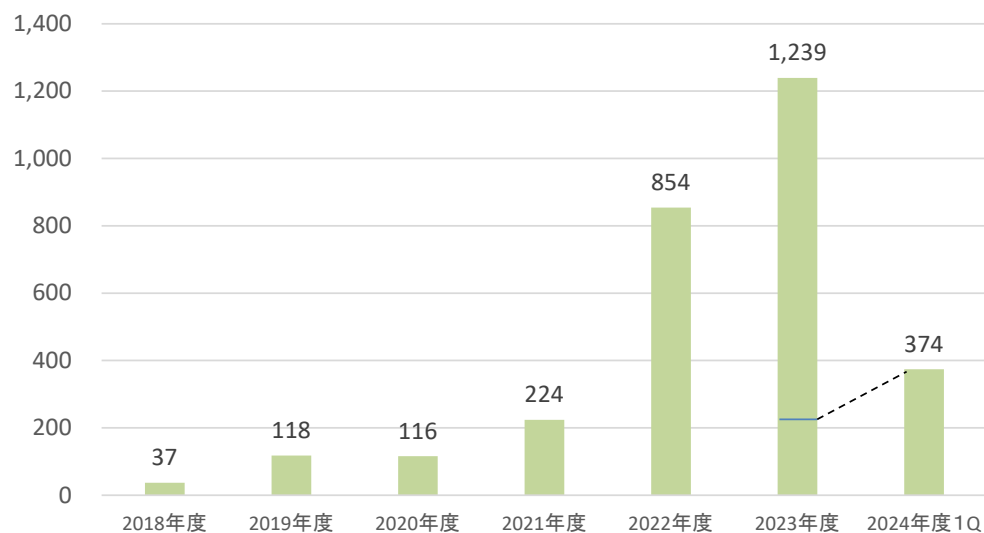


3. (2) 中小企業活性化協議会の支援実績について(再チャレンジ)

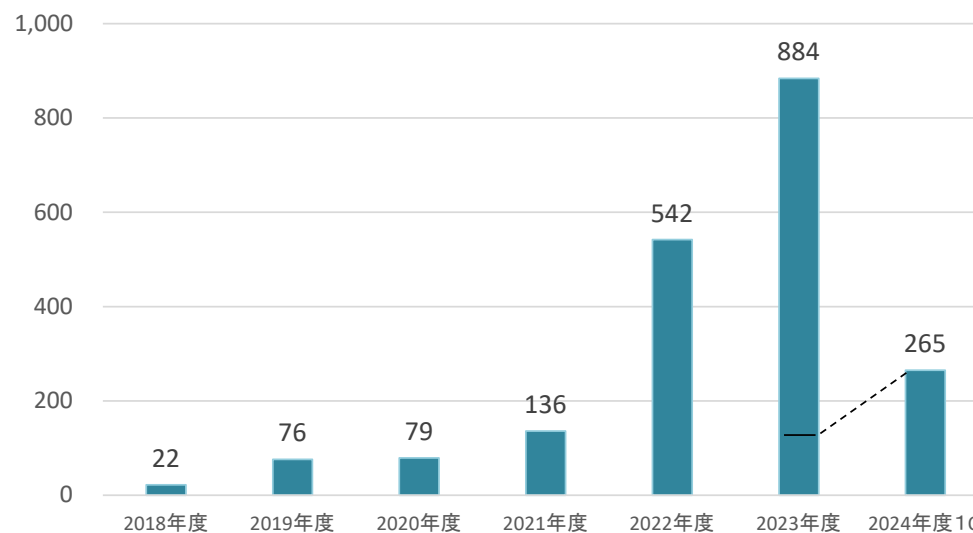
○再チャレンジ支援は2018年9月から開始。2023年度の再チャレンジ助言件数(事業者・保証人への助言を行った件数)は1,239件で、初めて通年で支援を実施した2019年度と比較して10倍以上に増加している。2024年度第1四半期の助言件数は374件と前年同期(238件)から+136件で5割増となっている。

○2023年度の再チャレンジ支援完了件数(紹介弁護士等への助言まで完了した件数)は884件で、再チャレンジ助言件数と同様に急増している。2024年度第1四半期の再チャレンジ支援完了件数は265件で前年同期(144件)から+121件で8割増加している。

再チャレンジ助言件数



再チャレンジ支援完了件数

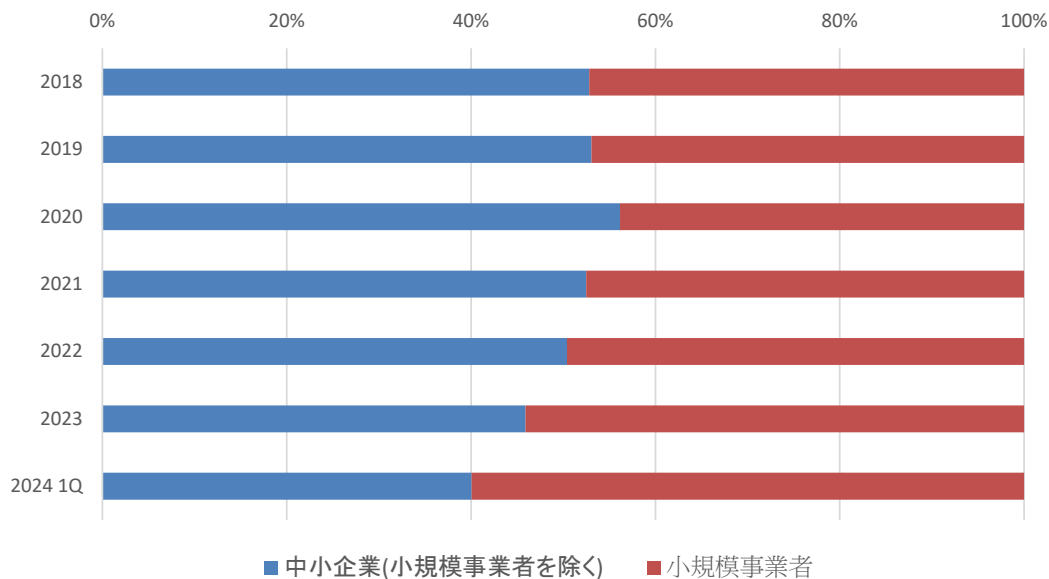


3.（3）中小企業活性化協議会の支援実績について（小規模事業者の割合）

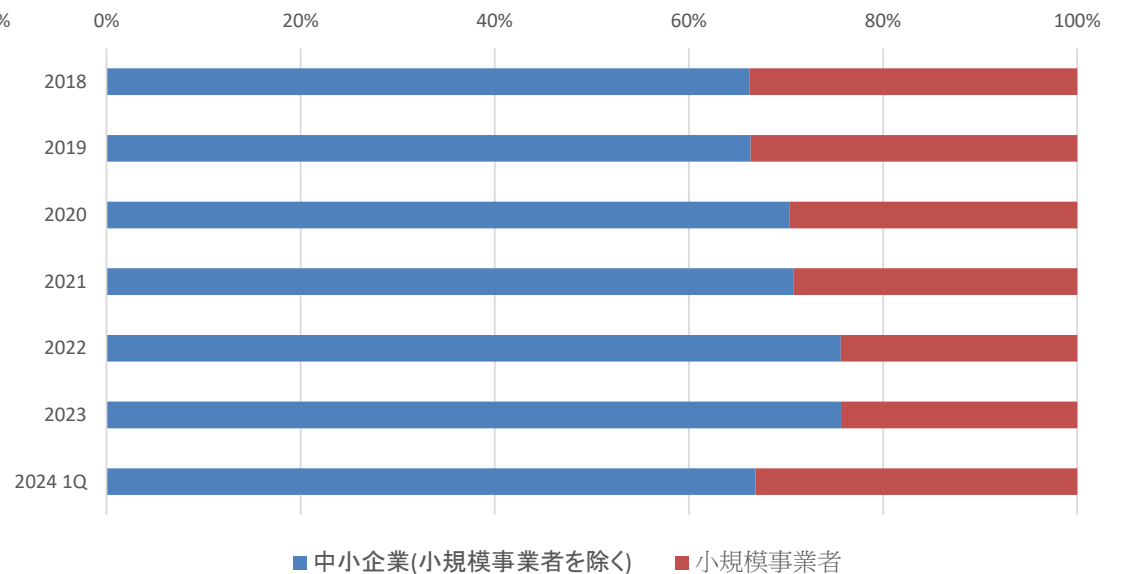
○活性化協議会の窓口相談対応の内訳をみると、小規模事業者の割合は2023年度までは5割前後で推移。しかし、足元の2024年度第1四半期は6割に達している。

○再生計画策定完了案件を見ても、2024年度第1四半期は小規模事業者の割合が前年度から1割程度増加。全体の1/3に達し、コロナ禍前の水準に戻っている。

中小企業・小規模事業者の割合（窓口相談案件）



中小企業者・小規模事業者の割合（再生計画策定完了案件）



4.（1）再チャレンジの支援事例：法人は特別清算・保証人は G L

会社概要

業種：木材製品製造業

経営者：男性74歳・目に疾患があり通勤も困難に

従業員：4名

（2名は年金受給、1名はパート、1名は40歳代）

金融機関：地銀・信金～2行ともに保証協会のみ

売上：26百万円・純資産▲31百万円・

総借入金60百万円

協議会への相談経緯

- ・暫定計画策定し改善に取り組むが、業界全体の縮小、主要販売先の失注等から苦戦
- ・モニタリング中に、後継者不在のため事業承継・引継ぎ支援センターと連携しスポンサー探索するも不調。設備の老朽化、経営者や従業員の高齢化等から廃業を決断し、協議会が再チャレンジ支援を行い代理人弁護士を紹介。

◆法人：特別清算

- ・会社所有不動産は無く、隣家が所有する工場は賃借（パート1名は家主の娘・廃業手続きに協力）
- ・老朽化した機械設備以外に主だった資産は無い
- ・公租公課の滞納、仕入債務の未払も無い。金融機関2行は保証協会に代弁請求し、保証協会のみが債権者となり、特別清算手続きで合意成立する。
- ・40歳代の従業員は事前に職探しに着手し再就職。借家の工場も近隣事業者が速やかに賃借。

◆保証人（代表者）：経営者保証GLで整理

- ・自宅は協議会の暫定計画策定支援前に息子に売却済。
- ・現預金と保険の解約返戻金3.7百万円から2.1百万円を保証債務として履行。

4. (2) 再チャレンジの支援事例：法人は破産・保証人は G L

会社概要

業種：建築関係材料卸売業
経営者：男性80歳・後継者に50歳の専務がいるが、事業継続には慎重な考えである
従業員：13名
（本社と県外3か所に営業所）
金融機関：地銀3行・信金1庫(保証協会の利用あり)
売上：371百万円・純資産▲193百万円・
総借入金321百万円

協議会への相談経緯

- ・メイン行の勧めで相談申込み。資金繰りが見通せず暫定計画策定支援を見合わせ（当時は再チャレ支援なし）。
- ・コロナ感染症拡大による資金繰り悪化から「コロナ特例リスケ」支援を実施する（新規融資有り）
- ・モニタリングを通じ、3か月後に資金繰り破綻が見込まれることから再チャレンジ支援に切り替え。
- ・資金繰りを精査。弁護士を紹介し、案件を引き渡した。

◆法人：破産

- ・会社所有不動産は無く、本社と3営業所は借家
- ・資金繰りを精査。公租公課の滞納、仕入債務等の長期未払は無い。給与は20日締め25日払いであることから、解雇予告手当資金を確保し、Xデーに各営業所の在庫、車両を本社に集約し、離職票等も準備し解雇通知。
- ・仕入先への多額の差入保証金、売掛金回収資金等から、破産配当は32百万円(12.15%)。

◆保証人（代表者）：経営者保証GLで整理

- ・自宅は義姉所有物件を賃借しており、自宅は確保。
- ・主債務の破産配当が相応あり、高齢の年金生活者のため、破産法の自由財産99万円と当面の生計費を残存資産とする弁済計画案で合意成立した。
- ・債権者：信金、保証協会、ノンバンク、サービサー

5. 全国47協議会での弁護士SM配置状況

＜弁護士SMが存在する協議会＞
2024年9月30日現在＋採用内定者

47都道府県中、44都道府県の協議会に在籍している。
(うち山梨県・佐賀県は10月1日着任)

山形県・山口県・島根県は採用に向けて活動中

